

第三十一回

参議院社会労働委員会会議録第九号

昭和三十四年二月十日(火曜日)午前十時三十九分開会

出席者は左の通り

理事

勝保 稔君

柴田 栄君

木下 友敬君

常岡 一郎君

草葉 隆圓君

有馬 英二君

紅露 昇君

斎藤 みつ君

谷口 伸三郎君

西田 信一君

横山 フク君

片岡 文重君

藤田 藤太郎君

山下 鑑信君

竹中 恒夫君

田口 長治郎君

坂田 北條 秀一君

森本 漢君

山本 正淑君

尾村 健久君

龍君

衆議院議員

海外同胞引揚
及び遺族援
査特別委員長

厚生省大臣官房長

政府委員
厚生大臣
厚生大臣官房長
厚生大臣官房
厚生省公衆
衛生局長

厚生省医務局長
小澤 尾村 健久君
龍君

○未帰還者に関する特別措置法案(衆
議院提出)
○社会福祉事業法の一部を改正する法
律案(内閣提出)

○理事(木下友敬君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

未帰還者に関する特別措置法案を議題といたします。提案理由の説明を願います。衆議院海外同胞引揚及び遺族援護に関する調査特別委員長田口長治郎君。

○衆議院議員(田口長治郎君) ただいま議題となりました未帰還者に関する特措法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

終戦後、すでに十四年を経過する今日、なお三万三千余名に上る未帰還者が生存しているといふ期待の持てない者があります。

としてこれらの消息を明らかにし得ない状況にありますことは、ただにそれら関係留守家族の方々のみならず、国民のひとしく痛恨にたえないところであります。

このようないま未帰還者の調査究明及び帰還の促進については、從來から政府、

民間一體となつて努力して參りましたが、未帰還者の大部分が、終戦前後の混亂期にその消息を断つた者であることを考えますと、いかに調査を徹底的に行いましても、なお状況を明らかにすることのできない者も多いのではないかと思われるのであります。

国会においても、從来からしばしばその問題について調査、検討を進めて参つたのであります。が、結論としては、このよろな未帰還者に関しましては、最終的戸籍処理を、国が、裁判手続によつて行なうことが妥当であると考えられます。また、留守家族の希望に沿うこと

でもあると思われますので、この際、国が所要の手続を講じ、その結果死亡したるものとみなされる者の遺族には、できる限りの援護がなさるべきであると考え、この法案を提出することとし

た次第であります。

以下、この法案の概要について御説明いたしたいと存じます。

まず第一に、厚生大臣は、調査の結果に基いて未帰還者が終戦直後の混乱期及びこれに引き継ぐ時期において死

亡宣告を受けたときは、恩給法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法等の適用に

はいかと思われる未帰還者が戦時死亡宣告を受けたときは、恩給法及び戦

傷病者戦没者遺族等援護法等の適用に

はないかと思われる未帰還者が戦時死亡宣告を受けたときは、恩給法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法等の適用に

はないかと思われる未帰還者が戦時死亡宣告を受けたときは、恩給法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法等の適用に

はないかと思われる未帰還者が戦時死亡宣告を受けたときは、恩給法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法等の適用に

はないかと思われる未帰還者が戦時死亡宣告を受けたときは、恩給法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法等の適用に

はないかと思われる未帰還者が戦時死亡宣告を受けたときは、恩給法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法等の適用に

上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○理事(木下友敬君) 次に、本案の細部について御説明を願います。

○衆議院議員(山下春江君) ただいま委員長から提案理由の御説明がありましたが、本案につきましては、衆議院におきまして小委員会を作り、その小委員会で自民党と社会党で共同で審議をいたしました。法案の内容について逐条御説明を申し上げたいと思います。

第一条は、この法律の目的を規定し、第二条には、民法第三十条の宣告の請求等の特例として、國が調査究明すること、第三条には、その状況を明らかにすること、第四条には、未帰還者留守家族等援護法に規定する留守家族手当または特別手当は、本年八月一日以後は、過去七年以内に生存資料のない未帰還者の留守家族には支給されないこととされておりますが、この期間を、未帰還調査の規定による待遇を与えることとしたことであります。

第四条に、未帰還者留守家族等援護法に規定する留守家族手当または特別手当は、本年八月一日以後は、過去七年以内に生存資料のない未帰還者の留守家族には支給されないこととされておりますが、この期間を、未帰還調査の規定による待遇を与えることとしたことであります。

その他、時効、弔慰料の免稅、実施機関等所要の事項を規定しております。なお、この請求をする場合には、民法第三十条の規定による宣告を行ひ得ることとしたことと認める場合には、民法第三十条の規定による宣告を行ひ得ることとしたことと認めます。なお、この請求をする場合には、厚生大臣は、留守家族の意向を尊重して行わなければならぬこととし、また、この厚生大臣の請求に基づく民法第三十条の宣告を、この法案であります。

この法律により昭和三十四年度において戦時死亡宣告がなされる件数は約五千件、これに要する経費は留守家族等援護費のワク内で処理できるものと見込んでおります。

以上が、この法案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重審議の

いたしましても何ら処遇のワクにはまらないといふ方もおられるのでござります。その方々に対しでは、あとう限りのお慰めをいたしたいといふ気持で、自民党・社会党共同して非常な努力を重ねて参ったのであります。衆議院の引揚委員会におきましたが、衆一般邦人を処遇するには、お慰め金を三万円ぐらいい上げることにしようではないかといふことをかねがね決議いたしたことが二回もございましたので、かつて、政府提案の場合に、これはひとしく二万円になつておりました。が、私どもはそぞらうことともううみ合せて、いかにもこれで最後になる方々に対しても額とくうことは忍びないとひいまして、努力を重ねまして、これで打ち切りになられる一般邦人の方々に対し、三万円といふ差等をむしろどうかしてつけたいと思って努力して実はつけましたこと、法的に今のような御疑問がおありになることよくわかりますが、私どもは、それ以上に、これでもう留守家族のメンバーから離れておしまいになる方々に対して、あとう限りのあたなかいお慰めをいたしたいといふので差等がつきましたのでございまして、私どもいたしましたは、むしろこの差等をできるだけ大幅につけていたいと思つたのが二万円と三万円といふことに残る。三万円と二万円といふ御苦心の点一つ御賢察を賜わりたいと思ひますが、なた、私の申し上げることで足らざる点は、社会党の北條さんからも補足させていただきたいと思います。

○山下義信君 そうすると、宣告を受けると予想される者が約五千件ぐらいいけると御説明がございましたが、五千件の中に、恩給法の適用を受ける者、援護法

の適用を受ける者、いずれの法律の適用も受けられない、つまり、言ふと弔慰料三万円を受けるといふ者の、およ

その推定はあります。お慰め金と申して明確な数字は申し上げられませんが、大体推定いたすところでは、半分

半分くらいではないかと存じております。

○山下義信君 私の遺憾に思ひます。點はやはり依然として殘るのであります。御趣旨を承わりまして了とする面もありますが、やはり私の遺憾と思ひます点もやはり殘るのであります。そこで、言葉をかえて申しますといふて、弔慰料を並びに弔慰料を受くる者、五万円の弔慰料並びに弔慰料を受ける者、ただ三万円の弔慰料で済ませたいと思つて努力して実はつけましたこと、法的に今のような御疑問がおありになることよくわかりますが、私どもは、それ以上に、これでもう留守家族のメンバーから離れておしまいになる方々に対して、あとう限りのあたなかいお慰めをいたしたいといふので差

害に該当しなくても、何も戦時中の死亡に該当しなくても、そういうときひびきの条件でなくとも、すべて今日戦時死亡宣告を受ける者は軍人並びに準軍属に準ずる扱いをこの法律でおとりになれば、私は、國のあたたかい氣持が十分通ずるのではなかつたらうかといふ氣持がする。

○衆議院議員(山下春江君) 私、先ほど述べましたので落しまさぬ。それで、私は、國のあたたかい氣持がする。そこで弔慰料をプラスして出すようにいたしているのがただいま御提案になつております趣旨と承知いたしましたが、今はまだお取り扱いが不十分なような感じが依然として残る。私が最初に申し上げましたのは、一般邦人には遺族給付金を二万八千円を五カ年間差し上げるというふうに給付金の方の法律を同時に直すことにいたしました。……

○衆議院議員(山下春江君) 私、先ほど述べましたので落しまさぬで申し上げましたので落しまさぬ。それで、私は、國のあたたかい氣持がする。それがしかも、この法律の適用を受けようとする者の半数に及ぶといふことになりますと、はなはだお取り扱いが不十分なような感じが依然として残る。私が最初に申し上げましたのは、一般邦人には遺族給付金を二万八千円を二万円、一般邦人につきましては三万円といふ弔慰料がプラスされて支給されることになります。

○山下義信君 私は法律を見ないで大体を伺つておる。その方が腹に入りやすい。法律を読むとわからなくなる。それで何のですが、従つて、引揚者には、三万円で打ち切られる方にはそれは差し上げないのでございませんが、三万円で打ち切られる方には、給付金を二万八千円を併給いたします。遺族援護法及び恩給法の恩典を受ける方にはそれは差し上げないのでございません。これが、それと同じ感じの点も依然としている

○衆議院議員(河野鐵雄君) 戰時死亡宣告を受けました場合の弔慰料との関係が援護法と同格の法律である。この法律が援護法と同格の法律である。この法律自体が恩給法とはほとんど同格のようないます。そこで、御説明をお作りになれば、恩給法の適用を受ける者と、援護法の適用を受ける者は、遺族援護法に該当しない方ににつきましては、遺族援護法に該当しない方ににつきましては、援護法と同格の法律である。この法律自体が恩給法とはほとんど同格のようないます。

○政府委員(河野鐵雄君) 戰時死亡宣告を受けました場合の弔慰料との関係が援護法と同格の法律である。この法律自体が恩給法とはほとんど同格のようないます。

○山下義信君 もう一度繰り返して説明して下さい。遺族援護法の適用を受ける者は、弔慰料の関係はないのですか。そうすると、その引揚者給付金の関係ははどうなんですか。結局受けられる者は、弔慰料の関係はないのですか。引揚者援護法の関係がございません。遺族援護法の関係はございません。遺族援護法の関係はないのですか。引揚者援護法の関係はないのですか。

○政府委員(河野鐵雄君) 遺族援護法の関係はない。あの弔慰金は関係がないのですね。その辺の、二万円を受ける人の弔慰金の関係はどれどれがもらえるのですかといふことをお伺いします。

○山下義信君 私は法律を見ないで大体を伺つておる。その方が腹に入りやすい。法律を読むとわからなくなる。それで何のですが、従つて、引揚者には、三万円で打ち切られる方にはそれは差し上げないのでございませんが、三万円で打ち切られる方には、給付金を二万八千円を併給いたします。遺族援護法及び恩給法の恩典を受ける方にはそれは差し上げないのでございませんが、三万円で打ち切られる方には、給付金を二万八千円を併給いたします。引揚者には、給付金を二万八千円を差し上げるよ

うに関係法律をこの際この法律で修正をいたしております。

○山下義信君 援護局長、事務的に一つ説明して下さい。三万円の弔慰料を受くる者と、二万円の弔慰料を受くる者と、恩給法、援護法の適用を受く

る者、もう一度まとめて事務的な説明をして下さい。

○政府委員(河野鐵雄君) 戰時死亡宣告を受けました場合の弔慰金との関係が援護法と同格の法律である。この法律自体が恩給法とはほとんど同格のようないます。

○政府委員(河野鐵雄君) 遺族援護法の関係はございません。遺族援護法の関係はございません。あの弔慰金の関係だけ言つてみて下さい。三万円の弔慰料を受くる者は他の弔慰料との関係は先ほどの御説明でわかつた。

二万円の弔慰料を受くる者の他の弔

慰金との関係は、他に受くべき弔慰料があるかないかということをおっしゃつてもらえばわかるのですが。

○政府委員(河野謙雄君) 二万円の弔慰料を受けます者は、恩給法に基く公務扶助料、それから遺族援護法に基きます遺族給与金を受けるような方々、の弔慰料が出るわけでございます。準軍属につきましては三万円の弔慰料と二万円の弔慰料、それからそのほかの方々につきましては三万円の弔慰料に二万八千円の遺族給与金、こういうことになります。

○山下義信君 わかりました。やはり私のお尋ねした通りなんです。ですから、軍人の場合は七万円の弔慰料並びに弔慰料となり、準軍属の場合には五万円の弔慰料並びに弔慰料となり、そういう者には三万円の弔慰料と、それから先般お作りになりました引揚者給付金等の法律によりまして、合計五万八千円の弔慰料並びに弔慰料ということがあります。これは自然にそういう差額が、今の引揚者給付金の方が二万八千円になつてている。だからこうなつたのです。

○衆議院議員(北條秀一君) 私の山下委員の御質問に対する説明も、山下委員及びその他の委員の皆さんのおとなしい御承認を得ることができないかと考えます。しかし、これはありますと、山下委員の言われるよう、そりいふ基本方針のもとにすべてのも

慰料を受けます者は、恩給法に基く公務扶助料、それから遺族援護法に基いていますか、政治組織と言いますか、そういう方々でございますので、具体的に申し上げますと、五万円の弔慰料と二万円の弔慰料が受けるような方々、軍属につきましては三万円の弔慰料と二万円の弔慰料、それからそのほかの方々につきましては三万円の弔慰料に二万八千円の遺族給与金、こういうことになります。

○山下義信君 わかりました。やはり私のお尋ねした通りなんです。ですが、軍人の場合は七万円の弔慰料並びに弔慰料となり、準軍属の場合には五千円、三十才以上は三万円、五十才以上は二万八千円、こういう給付金が支給されるわけであります、が、それによって弔慰料を差し上げようというふうに考えて措置をしようとしておられるわけであります。それで、今回、こういったときわめてお気の毒な人たちに対しても、この法律に基いて弔慰料を差し上げようというふうに考えて措置をしようとしておられるわ

けであります。そこで、基本的には弔慰料に差をつけるという考え方には頭こざいません。そこでいろいろと論議されましたが、そこでいろいろと論議されませんでしたが、それは御承知のように、十八才未満は七千円、十八才以上は一万五千円、三十才以上は三万円、五十才以上は二万八千円、こういう給付金が支給されるわけであります、が、それが、特に御承知のように、弔慰料三万円にものが運べないといふところに私はいましたか、政治組織と言いますか、そういうものからして、どうしても理想的に申し上げますと、さきに成立いたしました引揚者給付金等支給法に基いて、これは御承知のように、十八才未満は七千円、十八才以上は一万五千円、三十才以上は三万円、五十才以上は二万八千円、こういう給付金が支給されるわけであります、が、それによって弔慰料を差し上げようというふうに考えて措置をしようとしておられるわ

けであります。それで、今回、こういったときわめてお気の毒な人たちに対しても、この法律に基いて弔慰料を差し上げようというふうに考えて措置をしようとしておられるわ

けであります。それで、今回、こういったときわめてお気の毒な人たちに対しても、この法律に基いて弔慰料を差し上げようというふうに考えて措置をしようとしておられるわ

けであります。それで、今回、こういったときわめてお気の毒な人たちに対しても、この法律に基いて弔慰料を差し上げようというふうに考えて措置をしようとしておられるわ

けであります。それで、今回、こういったときわめてお気の毒な人たちに対しても、この法律に基いて弔慰料を差し上げようというふうに考えて措置をしようとしておられるわ

けであります。それで、今回、こういったときわめてお気の毒な人たちに対しても、この法律に基いて弔慰料を差し上げようというふうに考えて措置をしようとしておられるわ

けであります。それで、今回、こういったときわめてお気の毒な人たちに対しても、この法律に基いて弔慰料を差し上げようとしておられるわ

けであります。それで、今回、こういったときわめてお気の毒な人たちに対しても、この法律に基いて弔慰料を差し上げようとしておられるわ

けであります。それで、今回、こういったときわめてお気の毒な人たちに対しても、この法律に基いて弔慰料を差し上げようとしておられるわ

けであります。それで、今回、こういったときわめてお気の毒な人たちに対しても、この法律に基いて弔慰料を差し上げようとしておられるわ

けであります。それで、今回、こういったときわめてお気の毒な人たちに対しても、この法律に基いて弔慰料を差し上げようとしておられるわ

けであります。それで、今回、こういったときわめてお気の毒な人たちに対しても、この法律に基いて弔慰料を差し上げようとしておられるわ

けであります。それで、今回、こういったときわめてお気の毒な人たちに対しても、この法律に基いて弔慰料を差し上げようとしておられるわ

けであります。それで、今回、こういったときわめてお気の毒な人たちに対しても、この法律に基いて弔慰料を差し上げようとしておられるわ

擲ちいたしまして、通信調査をいたしておるわけでございます。昨年まで、二十五年以降府県を合せまして約三百万件ぐらいの通信調査をいたしております。それから次の段階いたしましては、通信だけではなくなかなか十分廳取ができないというふうに思われますので、特に資料を持つておられるというふうに思われます方々においでいただきまして、いろいろお伺いをしておるわけでございます。その場合には、個々においていたらく場合と、十人または數十人一緒におりでいただいて、いろいろ話を伺うというふうな方法をあわせてとつておりますが、これも累計といたしまして約二十万人あまりに上つておるわけでございます。それから、らなかなかおいでいただけない方もござります。そういった方々につきましては、こちらからお宅等に出向いていろいろ事情を伺うというふうな措置をとつております。この件数が今まで約五万件ございます。大体そいつたような調査をいたしまして、国内の調査をやつておるわけでございます。そのほかに、海外につきましてもいろいろ努力して参つておるわけでございます。幸いソ連関係におきましては、例の共同宣言におきまして、調査に協力をするというふうな事項が入つております。まあそういうようなこともありますので、ソ連に駐在しております大使館にこちらからも係官を派遣しております。そして、ソ連からいまして、なかなか思うようにいかない点は遺憾の点があるわけありますが、ソ連側も

努力してくれておるということは確か認められるところでござります。中共地区につきましては、御承知のような国交関係になつておりますので、なかなか思うように資料が得られません。目赤等を通じまして安否照会をしておりますが、これにつきまして若干の回答は来ておりますが、量的にいきますとあまり多くはないようであります。今後さらに努力をしなければならぬと、こういろいろうに考えておるわけであります。

それからさらに南方諸地域につきましては、大体在外公館もござりますので、これらを通じまして従来も極力調査をさせておるわけであります。

また、こういったような法律を作らなければならぬといふ段階にかんがみまして、昨年設置されました国内の閣僚懇談会におきまして、いろいろ御検討いたきました。特別の措置をとることあるなら、前提としてできるだけの手を打つべきではないかというふうなことで、昨年秋以来特別調査を実施いたしておるわけであります。これも対外的な調査、対内的な調査と両方あるわけであります。が、国内調査につきましては、特に北方におきます——北方と申しますが、ソ連、中共地区を重点といたしまして、できるだけ広く今までの漏れを防ぐというふうな角度から、できるだけ網を広く広げて、ほとんど未帰還者全員を対象といたしました調査をしたいということです——ただいま実施中でござります。まだその結果を得られないのをございますが、まあ一応年度内ぐらいに一応の集計をしてみたいというふうに考えておるわけであります。と同

時に、また対外的につきましては、住所の判明しております生存未帰還者がかなりございます。こういった人たちを直接通信をいたしまして、ソ連大使館から対象といなしまして、ソ連大使館から極力教えていたぐるにというふうなことをいたしております。まあ中共地区につきましては、赤十字から向うに紅十字会に対してもう申しこれをもらいたいというふうな申しこれをしておるわけであります。さらに南方につきましては、在外公館を通じまして、こちらでリストを外務省に差し上げまして、これをもととして、さらにできるだけ調査をしてもらいたいということでお願いをいたしておりまして、外務省でも極力努力いただいてお願いいたしておりますような次第であります。

今次戰役の最終のことは始末をつける法律案でありますて、考えるといふと、非常に感銘の深いものがある。お互いにこの法律案の審議は、誠意を尽して嚴肅に取り扱うべきものであると私は思う。できるだけの入念な取扱いをしなくちやならぬ。時間を入念といふのでなくして、いろいろなお互いの心づかいをこの法案の中に込めるべきやならぬ。それで、今のような政府の安否の究明調査が、どのような方法で行われて、どのような成果を上げられたか。今の援護局長の御説明は、大体の建前を大略お話しになつた。具体的な数字をあげて、資料として出しておしを願いたい。昨年の年末に行われた大体の国内調査、私は、その勞を多とします。この政府の資料をもつて各府県とに調査をせられたその結果、死亡確認が、正當にその消息のわかつた者が、あるいは数百件わかつたのではないかと思うが、そういうものも数字的な資料をもつて、最近こういう調査をしたらこういう結果が出たということは、資料としてお出しを願いたい。ことに、今お話しになりました中共関係が、大部分その中共関係の調査は、ここ数年来何にも成果が上っていない。何にも具体的なことが行われていない。行うことができない。で、中共に対するおもておるにとどまる。それも返事ができることをおっしゃつてもできない。ただ、今御説明にあつたように、赤十字社を通じて紅十字会に安否の問い合わせのものを、僅少な件数でやつておるにとどまる。それも返事があつたかどうかつまびらかにしない。その赤十字社から紅十字会に安否を尋ねたその件数、その回答があつたかなかつたかがわせて、かかつたが、そういうものもあわせて、

最近の調査状況を具体的に資料でお聞きを願いたい。言うまでもなく、自ら周知のことく、生死不明の調査はおこなわれてあげます、しかし、これにての、中国の態度で、現存者の安否などは調べてあげます、しかし、これにての生死不明者があるなどというがござることを日本政府が言つことは、断じて中國をこれは中傷するものである、いう態度をとつておるのである。そういうことを言つならば、戦時中日本生死不明になつておつた中国人の調査要求をするということを言つておるからいへど、われわれは生死不明者を知りたいということを言つておるけれども、中国政府が応じないといふことは、自他周知の通りなんです。せめて生死のややわかつた、ことにそ
て安否のかすかでも手がかりのある者調べてやろうと、こういうことであつたのであります、それらもひづめて、これは一つ資料として、一
局も熱心にやつておられたのであると思ふけれども、しかしながら、一面においては、そういうような作業の方
要員は漸次減少して、その方の事務局だんだんしりつぼみになりつつあるとはいひえない事実である。熱心にやる熱心にやる、だんだんしまいにならぬ。しまいになるほどが大切なんす。しまいの一年二年が大切なんす。私は、この際衆議院の引揚委員長お尋ねするが、フィリピンのルパン島に残つておる二人の元日本軍人が、最近の新聞紙上を見ても伝えられてゐるが、この二名の元軍人の生存者がいるが、この二人の兵士をどうしに残すか、どうして日本に帰還さ

るか、いかなる方法をおとりにならうとしておられるか、これは当然田口委員長にもお考えがあるうと思います。また、ちょうど御出席でありますから厚生大臣にもお尋ねするが、こういう一人残つた、二人残つたという人を救出するということも大事業なのです。しかるに、政府はだんだん日がたつに従い、年がたつに従うてしりつぼみになつてしまいにはあやふやないかげんなことでお茶をにごして幕を下すが、私はそういうことはよろしくないと思う。最後の締めくくりほど全力を尽さなくちやならぬ。どうか資料として御提出を願いたい。

それから今お尋ねいたしましたフィリピンのルパング島に現存しておるという二名の旧日本兵士をどういうふうにして救出するというお考えが貴院の方でも御討究になつておるかどうか、政府はそれに対してもう手段をおとりになるかどうか。最近の報するところでは、何か事件を起してフィリピン政府は、場合によつては射殺してもよろしいといふらがごとき布告を出したるやに新聞紙に伝えられておりますが、この二名、二名の戦場に残されたる同胞を救い出すというごとき大きな人道事業に真剣に取り組むこそ、私は何とぞ、言うてよろしいか、道義を重んじ、世界に伍して文化の水準も語り得る私はありますか、この機会に承わることができますれば欣快に存じます。

○衆議院議員(田口長治郎君) ただい
ま山上下委員からお詫びのありましたフイリピンの二人の方はもぢろんございま
すが、今まで、この衆議院の特別委員会で各方面の参考人に来てもらひます

が、フィリピンばかりでなしに、ここの
わざかの個所でござりますけれども、
今判明しておるところには、点々とわ
ずかな人が残つておるというような、
そういう状態のところが相当あるので、
はないか、こういうふうに想像される
参考人の話も承つておるのでござい
ますが、これらの現地でのいわゆる日
本人の態度、その他につきましてもい
ろいろ研究をしております。承るる
ところによりますと、どうも確かに日本人
であるが、本人は日本人であるとい
うことを認知されることを忌避してい
るような態度である。こういうような
ことで、現地に行きましたも、早く書
いますと、いと、どうも今まで外に
おつた人が家の中に隠れてしまふ、と
いうような態度から、これらの、ごくわず
かの地点でございましょうけれども、
存在しているわざかの人を救出するこ
とは、これはいかなる方法を講じてあ
らなければなりませんけれども、非
常にむずかしい問題でございまして、
いろいろ現地の大公使館あるいは現地
の日本人などにもどういう方法で救出
したらしいかということについて、參
考人その他にもいろいろ聞くわけであ
りますが、そういうような事情で、
今的確にこういう方法でいこう、と
いう人を一つ救出しなければなら
ぬ、こういうような気持でおりまし
て、いろいろ政府その他と、その手段
方法について今研究をしているのでござ
ります。

山下委員と全く同じ気持であることを御承知願いたいと思います。
○國務大臣(坂田道太君) ただいま山下委員のお話でございますが、まことに一人といえども、二人といえども、日本人の人で戦地におつて帰られないという、こういう実情は、われわれをしてあらゆる手段を講じてこれを救出しなければならないということは山下委員と全く私同感に考えております。ただその問題につきましては、現在のところ、外務当局と交渉はいたしておりますものの、まだ確実な情報を得ておりません。もしまでさりますならば、われわれの方であらゆる調査を行い、そちらしてその方々の日本に帰りたいといふ意思でありますならば、われわれの方でも大いに努力をして救出できるよういたします。このうふうに考へておられるよろんな次第でございます。
○政府委員(河野鐵磨君) ルパング島に日本の旧軍人がいるという情報は、だいぶ前からの話でございます。これの救出につきましては、いろいろ外務省とも協力いたしまして手段を尽してきているわけでござります。たとえば、数年前に家族等も現地に行つて呼びかけをいたしましたあるいは飛行機からビラをまいて呼びかけをするというような手段をとつて参つてゐるわけであります。先般――昨年でございましましたが、フィリピンに遭空収集団が参りました際にも、飛行機からビラをまく、それから特に係官を残しまして山の中にも入らせまして、何らかの合図応答を確認したいということで努力をいたしたわけでございますが、ついに何らの連絡、手がかりが得られないでございますが、氣持といたしましては、

ビラをまく手配をいたしております。先ほどお詫のございました殺傷行為を行なつたのじゃないかというふうな情報もございますが、これは必ずしも情報通り信用していいかどうか、非常に疑問があるのでないかというふうな考え方をいたしておりますが、いずれにいたしましても、そういうようならわさがある以上は、できるだけ手段を尽して、何らかの手がかりを得たいといふうに考えているわけでござります。ビラをまく一方、たとえば山の中に通信箱のようなものでも置いて、向うが自由に何らか連絡する手段を提供しておくというふうなこともあわせて考えたいといふうに、いろいろ考慮いたしておる次第でございます。今後とも何とか手段を尽したいものと、かように考えておりますので、御了承いただきたいと思います。

そこで、本法に置いております未帰還者と申しますのは、内容、これが大へん大きくなり後に響いてくると思うのです。未帰還者給付法第二条に、未帰還者はこれこれとはっきり書いてある。本法すなわちこの未帰還者に関する特別措置法では第一条に「この法律は、未帰還者のうち、國がその状況に鑑み調査究明した結果、なおこれを明らかにすることができない者について、特別の措置を講ずる。」従つて、この未帰還者といふのは、ごく広い意味の未帰還者をさして、まあ社会通念から考えた未帰還者をさして言つておられるのじやないかと思うのです。ところが、本法第二条には、未帰還者留守家族等援護法を御引用になつて、第二条第一項、これはいわゆる未復員者と、特別な地域における未帰還者、これは具体的に申しますと、従来ありました特別未帰還者給与法、それを受けた未帰還者である。全般の未帰還者を含んでおらない。それからその内容におきましても、たとえば現地召集等は含んでおらない。未帰還者援護法の第二条のいう未帰還者というのは限定されている。

ここにある第一条の未帰還者、いわゆる未帰還者留守家族等援護法の未帰還者を中心にして、これに対しても民法の三十条にかかわらず、厚生大臣が請求することができる。その請求になつた者にはこれこれこれの弔慰金その他他の方法を講ずる。これが大体本法の規定であります。そうすると、それ以外の未帰還者——留守家族等援護法の第二条にいら該当以外の地域にお

ける未帰還者をどうされるかという問題、あるいはまた、その中ににおけることの本法にいう未帰還者以外の未帰還者に対しては、ここには載っておりませんから、これに対する立法的な考え方、それを伺いたい。

○衆議院議員（山下春江君） 草葉委員仰せの通りでございまして、その目的のところに示しますことは非常に広義に解されるのでございますが、法律の内容で扱つておりますものは、特別未帰還者の法律のリク内の人を今回の中北、満州、関東州、中國本土、從つて、南方諸島といらうのは当時わざと入方、それをお伺いたい。

あわせて一つお考えを願いたい。その場合に、この未帰還者留宿家族等撫養法の区域を限定いたしております。つまり朝鮮でありましたら三十八度以北で、いわゆる抑留といふ形のものだけをとって参ったわけであります。だから、その後は必ずしもそうじゃないようだ。その後は必ずしもそうじゃないよ、その状態もまことにあります。こういう対して、いわゆる抑留といふ形のものだけをとつて参ったわけであります。だから、それなかった、これもいろいろな状態でございまして、しかばねでございませんが、そのためには、すでに第一種社会福祉事業とされる精神薄弱児施設を経営する事業、精神薄弱児通園施設を経営する事業と並びまして、十八才以上の精神薄弱者を取り扱うことも妥当ではないかと思ひます。これらは、その御準備があるといふことに対しましても一つ御検討をされたいと思います。

○理事（木下友敬君） 本案に対する本日の質疑はこの程度にいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

○理事（木下友敬君） 御異議ないと認めます。

○理事（木下友敬君） 次に、社会福祉事業法の一部を改正する法律案を議題につきまして、また、私どもがこの問題の残した部分を御相談をして救済いたしますが、本法案が成立いたしました後には、これらの問題——残された問題について非常に熱心に検討いたしましたけれども、本法案と一緒にそれを扱いますことは、いろいろな問題で非常に扱いにくくなります。それはそれらの問題について非常に熱心にいたしましたけれども、本法案と一緒にそれを扱いますことは、いろいろな問題で非常に扱いにくくなります。

○理事（木下友敬君） 本案に対する本日の質疑はこの程度にいたしたいと存じます。

○理事（木下友敬君） 本案に關する質疑は次会以後にいたしたいと存じます。が、御異議ございませんか。

○理事（木下友敬君） 御異議ないと認めます。

○國務大臣（坂田道太君） ただいま議題となりました社会福祉事業法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

この法律案は、精神薄弱者保護施設を經營する事業を第一種社会福祉事業とします。精神薄弱者福祉施設は、從来児童福利法により十八才未満の精神薄弱児童のための施設としておるといふことで、これを改めました。どうぞその点も

十一條の七から第二十一条の九までの規定は、第二項第一号の医療に係る療育の給付について準用する。この場合において、第二十一條の五第三項及び第二十二条の六中「教育医療」とあるのは「第二十一条の十六第二項第一号の医療」と、第二十二条の八第四項及び第二十二条の九第二項中「都道府県又は保健所を設置する市」とあるのは「都道府県」と読み替えるものとする。

厚生大臣は、指定療育機関が第五項の規定に基く政令で定める基準に該当しなくなつたときは、その指定を取り消すことができる。

この場合においては、第二十二条の五第四項の規定を準用する。

○理事（木下友敬君） 本件に付託されました。

二月五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託されました。

午後零時一分散会

一、児童福祉法の一部を改正する法律案を対象とする収容施設及び通園施設を設置し、その保護と更生援助を行なつて、未帰還者をどうされるかという問題、あるいはまた、その中ににおけることの本法にいう未帰還者以外の未帰還者へん違つておるが、その中で現地召集申します。これは別法である。さらに、ほかの法律で、衆議院の特別委員会で検討する準備をしておるといふことで、これを了承いたしました。どうぞその点も

3 (結核予防法の一部改正)

結核予防法（昭和二十六年法律第十九号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第二項中「結核患者が、」の下に「児童福祉法（昭和二十一年法律第百六十四号）」の規定による療育の給付又は「を加え、

「同法」を「これらの法律」に改め。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）

社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）」の二部を次のように改正する。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）

社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

昭和三十四年二月十三日印刷

5 (地方財政法の一部改正)

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条第八号中「及び身体障害児」を「身体障害児及び骨関節結核にかかる児童」に改め。

（地方税法の一部改正）

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

（地方税法の一部改正）

号）の一部を次のように改正する。

（第四条第三項を削る。）

（地方公営企業労働関係法の一部改正）

第二条 地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

（第五条第三項を削る。）

昭和三十四年二月十四日発行